

令和 5 年度

# 事業計画書

# 笑

## 介護目標

社会福祉法人 啓真会

特別養護老人ホーム	新潟あそか苑
ショートステイ	新潟あそか苑
デイサービスセンター	新潟あそか苑
居宅介護支援センター	新潟あそか苑



## 目 次

1. 社会福祉法人 啓真会 事業計画	1
2. 新潟あそか苑の理念と基本方針	3
3. 支援目標～令和5年度 重点目標～	4
1) 介護について	4
2) 看護について	5
3) 食事について	5
4) 看取りについて	5
4. 施設運営	6
1) 特別養護老人ホーム 新潟あそか苑	6
2) ショートステイ 新潟あそか苑	6
3) デイサービスセンター 新潟あそか苑	6
4) 居宅介護支援センター 新潟あそか苑	6
5. 入所者・利用者の立場に立った処遇支援方針	7
1) 日常生活の保障について	7
2) 安全性の確保について	7
3) プライバシーへの配慮について	7
4) 交流への配慮について	7
5) 心の安らぎへの配慮について	7
6) 身体機能低下への配慮について	8
7) 認知症への配慮について	8
8) 食事について	8
9) 看護について	8
6. 職員配置について	9
7. 職員の処遇について	10
8. 施設管理	10
9. 研修について	11

## 1. 社会福祉法人 啓真会 事業計画

### (中長期目標として)

- ① コスト意識を高め、健全な経営・運営を行い情報を共有します。
- ② ご利用者（ご家族）が充実した生活を送り、また職員も安心してその支援ができるよう施設環境を整えます。
- ③ 全職員が当法人の職員であることに誇りを持ち、働きやすくやりがいを持つことができる職場環境をつくります。
- ④ 地域に信頼され社会資源としての役割を認識し地域貢献を果たすことができるよう、地域との交流を深め、高齢者や家族が安心して生き生きと過ごせる地域づくりに参画します。

### (重点目標として)

- ① 人材の確保のため、様々な雇用手段の検討と、職員定着のための環境づくり（相談体制、教育・育成システム、公正な人事評価、育児・介護との両立など）を行います。求人採用媒体についても、新しい発想を取り入れ積極的に取り組みます。
- ② 業務の ICT 化を進め、ご利用者の体調管理と職員の負担軽減を目指します。
- ③ ご利用者の安全対策と虐待防止の取り組みを徹底し、サービスの質の向上に努めます。
- ④ 感染症や風水害・地震等の災害対策を行い地域住民と連携して防災意識を高めます。
- ⑤ 職場のハラスメント対策に取り組みます。
- ⑥ 福利厚生がより充実するように取り組みます。
- ⑦ ホームページを刷新し情報の公開やサービスの質の評価（内部・第三者評価）を積極的に行います。  
インスタグラム・フェイスブックを開設します。
- ⑧ 施設設備の定期的な点検を行います。
- ⑨ 特別監査等に伴う課題の是正に努めます。
- ⑩職員定着のための環境づくりに取り組みます。

## 年間計画（予定）

- 4月 辞令交付（永年勤続表彰）  
健康診断 本部事務局会議
- 5月 会計監査（会計事務所）  
監事監査 決算理事会 経営改善委員会
- 6月 定時評議員会 夏季賞与 本部事務局会議
- 7月 経営改善委員会
- 8月 会計監査（会計事務所） 夏まつり 本部事務局会議
- 9月 敬老会 経営改善委員会  
半期棚卸し（在庫・品質管理）
- 10月 本部事務局会議
- 11月 会経監査（会計事務所） 経営改善委員会
- 12月 冬季賞与 健康診断（夜勤職員） 本部事務局会議
- 1月 新年会 本部事務局会議
- 2月 会計監査（会計事務所） 経営改善委員会
- 3月 予算理事会 期末棚卸し（在庫見直し調整） 本部事務局会議

## 2. 新潟あそか苑の理念と基本方針

長年、社会に貢献してこられたお年寄りの方々が、ご家族や地域の人々に敬愛され、健全で安心して生活が送れるようお力添えさせていただきます。

### (1) 理念

新潟あそか苑は、《慈しむ心》・《誠意をつくす心》を大切にし、《真心を込めた丁寧な福祉サービス》・《お客様である利用者・ご家族様との信頼による絆》を以って、あらゆる場面での利用者の人権を尊び、まことの温もりで満足していただけるサービスを提供いたします。

### (2) 基本方針

- ① 一人ひとりを心から理解し、ともに歩みます
- ② 人間の生命の尊さとやさしさを感じて生活できる環境を創ります
- ③ 人間の幸せをともに喜び感動し、学ぶことができる日常的な空間を創ります
- ④ 明るく清潔で安全・安心できる生活環境を創ります
- ⑤ 地域福祉交流など独自の事業を展開します

を基本方針に、より良いサービスの提供に努めてまいります。

===== 「新潟あそか苑」の名称の由来 =====

アソカ (A s o k a) はインドの言葉です。

古くインドにアショーカ王という王様が仏の教えを大切にし、人々の福利を願い療養院を建てました。仏の教えの思いやり (仁)、いつくしみ (慈) を基に良い国づくりを行い、多くの人々の命の輝きを大切にすることから名付けました。

### 3. 支援目標 ～令和5年度 重点目標～

#### 1) 介護について

##### 【特別養護老人ホーム・ショートステイ】

- ☆ 業務において ICT 化を更に推進していきます。眠りスキヤンの稼働台数を増やし、利用者の睡眠状態の可視化を行うことや体調の変化に初期の段階で対応を講じることができるよう活用を行っていきます。また夜間帯を中心とした見守り、巡視業務の効率化が図られ、職員の負担軽減を図っていきます。
- ☆ 自立支援、重度化防止の目的に沿って科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスを提供していきます。
- ☆ 介護職員不足の中で良質な介護サービスを提供し続けていくためには、介護職員の力量及び生産性を向上させていくことが必要です。各種資格取得への受講支援、認知症等に関する研修への積極的な参加を行っていきます。介護業務については、効率化を優先した業務の改善を実施し、業務の明確化と役割分担を図っていきます。
- ☆ コロナ禍において外出支援や行事などのイベントが縮小、中止されていることで利用者のストレスや認知症の進行の懸念が考えられます。感染対策を徹底した上で利用者の満足度向上につながる支援を実施していきます。外出、散歩、外気浴、屋内行事など楽しめる活動を計画していきます。
- ☆ 特養・ショートステイの目標稼働率を達成できるよう生活相談、看護、介護で連携を図っていきます。
- ☆ 訪問歯科医からの指導の下、一人ひとりにあった口腔ケアを徹底し、口腔機能維持、誤嚥性肺炎予防に努めていきます。

##### 【デイサービスセンター】

- ☆ デイサービスの体験利用を実施し、新規利用者の受け入れにつなげます。
- ☆ デイサービス～ショートステイ～特養と、中長期的視野を持ちながら営業活動を行い、利用者増に向けた取り組みを行います。
- ☆ 感染症予防を徹底し、業務継続ができるよう努めていきます。
- ☆ 利用者のニーズに合わせた時間区分の提供やサービスを実施していきます。

##### 【居宅介護支援センター】

- ☆ 利用者・家族が安心して生活を送れるように、利用者の身心状況、その置かれている環境等を考慮し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう努めます。
- ☆ SWAN ネットなどの ICT を活用し、医療機関や関係機関との情報共有などの連携に努めます。
- ☆ 在宅医療の充実の推進、多職種連携での協力体制の構築、医療・介護連携における課題解決、独居高齢者、認知症高齢者、重度の要介護者への対応などの地域課題の解決のため、地域ケア会議等の地域のネットワークに積極的に参加し、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、各サービス事業所、病院や診療所等との連携強化に努めます。
- ☆ 運営基準・人員基準を考慮しながら、運営基準減算、特定事業所集中減算とならない

よう業務遂行に努めます。

- ☆ 新潟県介護支援専門員協会や新潟市居宅介護支援事業所連絡協議会などの主催する研修に参加し、主任介護支援専門員・介護支援専門員としての、資質の維持・向上を図ります。

## 2) 看護について

- ☆ 入所者・利用者の日々の小さな変化に気付き、職員間の連携を密にし、安定した生活が送れるよう支援いたします。
- ☆ 入所者・利用者の健康管理及び異常の早期発見をし、施設内外の治療の援助や医療機関、他事業所との連絡調整を行います。
- ☆ 状態の変化に合わせ、嘱託医と連携し病状・状態の説明や職員との相談の場を多く設けるよう、努めていきます。
- ☆ チーム内及び多職種との意識を共有できるよう、慢心せず、日々を振り返り、活発に意見・検討していけるように取り組んでいきます。
- ☆ 多職種と協働し、感染症発生の予防・蔓延防止に努めていきます。

## 3) 食事について

- ☆ 多職種と協働し、利用者一人ひとりの状態や食事の際の変化を把握し、心身状態に合わせた食事の提供を行い、美味しく食事が食べられるように支援します。
- ☆ 低栄養の方には必要に応じて補助食品を提供し、必要な栄養量が摂れるよう努めます。
- ☆ 季節のものを取り入れた行事食やおやつを提供し、食事で季節を感じてもらえるよう努めます。
- ☆ 利用者のニーズに合った食事を提供し、食に対する満足度の向上を目指します。
- ☆ 衛生管理を徹底して食中毒を予防し、安全な食事の提供に努めます。
- ☆ 各県の郷土料理をメニューに取り入れ、郷土料理を楽しんでいただきます。

## 4) 看取り介護について

- ☆ 最期の瞬間まで、その人なりに充実し納得して生き抜くことができるよう、対象者の尊厳に十分に配慮し、心を込めて終末期を支援していきます。
- ☆ 入所者・利用者のご自身の生き方や人生のしまい方について考え、話す機会が設けられるように取り組んでいきます。

## 4. 施設運営

### 1) 特別養護老人ホーム 新潟あそか苑

一人ひとりの個性を大切に、生活を支援していきます。

家庭的な温かい雰囲気の中、一人ひとりの声に耳を傾け、まごころと思いやりのある介護を行います。そして、その人らしく生活できる『時間』、『心』、『空間』を造り、満足できる生活が送れるように支援していきます。

また、施設内での限られた生活だけでなく住み慣れた地域への外出や帰宅を支援し、地域社会とのつながりを大切にしていきます。

職員は職務の専門分野の向上に努め、専門的知識・技術を習得し、心暖かい専門職として資質の向上に努めてまいります。

### 2) ショートステイ 新潟あそか苑

家族の負担を軽減するために、要介護者の方々に一定期間入所していただき、一人ひとりの個性に応じたサービスを提供いたします。

また、利用者の特徴として併設されているデイサービス、居宅介護支援事業所を併せて利用するケースが多く、今後は情報の共有及び両立性を確立し一貫性のあるサービスの一端を担っていきます。

さらに、ショートステイ専任の介護職員を配置し、“知っている顔の職員”によるサービスを提供いたします。

特養申込者が令和5年3月1日現在172名となっておりますので、引き続き待機者の受け皿として運営していきます。

### 3) デイサービスセンター 新潟あそか苑

デイサービスでは施設への送迎・入浴・食事・排泄介助・レクリエーションなどを提供しております。その他にも季節に応じた外出行事や苑内での調理レクリエーション、ボランティアさんによる楽しい時間を過ごしていただき気分転換を図ります。

また、在宅生活の継続を支援するため、各種運動やリハビリ体操などの自立支援を行っていきます。

認知症や介護負担の大きい方も安心して利用していただけるよう、理由・根拠のある支援を目指します。

また、職員の技術向上のための勉強会や看護職員によるケアを積極的に行っていきます。

### 4) 居宅介護支援センター 新潟あそか苑

居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、その心身の状況、その置かれている環境等に応じて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮いたします。

## 5. 入所者・利用者の立場に立った処遇支援方針

### 1) 日常生活の保障について

入所者・利用者の日常性の継続と、生活の質の確保のため、「移動」、「就寝」、「食事」、「排泄」、「清潔」、「入浴」などの日常生活行為の視点から支援していきます。

- ☆ 清潔な室内環境を保持します
- ☆ 快適な温度・湿度を確保します
- ☆ 排泄の自立を促します

### 2) 安全性の確保について

入所者・利用者は認知能力、判断能力、行動能力が衰えていることが多いため、転落や転倒が日常的に起きやすく、特にベッド回りでの事故の発生率が高いと言われております。加えて新型コロナウイルスやインフルエンザなどのような感染症の流行に対する対策も必要です。

- ☆ 転落、転倒防止への配慮をします
- ☆ 施設内感染防止への配慮をします

### 3) プライバシーへの配慮について

入所者・利用者が排泄や着脱衣の時などに周囲に気を遣うことがないように、さまざまな生活の場面において、出来るかぎりプライバシーに配慮します。

- ☆ 視覚的プライバシーに配慮します
- ☆ 基本的人権の擁護に努めます

### 4) 交流への配慮について

入所者・利用者の生活の場であることから、生活の基本である交流の機会を多く確保してまいります。

- ☆ 地域、世代間、異年齢児交流に配慮します
- ☆ ボランティアを積極的に受け入れます
- ☆ 地域交流に努めます

### 5) 心の安らぎへの配慮について

居室は住まいであり、入所者・利用者が自分にふさわしい居住空間を演出するための側面的支援として、昔から慣れ親しんだものの持ち込みや、習慣の継続に協力させていただきます。

## 6) 身体機能低下への配慮について

入所者・利用者の日常生活動作レベルは、加齢や疾患によって衰えていきます。このため、症状、状態に応じた移動や排泄、姿勢保持などさまざまな行為において適切な介助を提供してまいります。

## 7) 認知症への配慮について

認知障害が進行すると、自分の居室を把握できないことがあります。また、誤入室が生じ他の入所者・利用者とのトラブルを招く場合も少なくありません。認知症の方たちが人間らしい豊かな生活を送ることができるように、認知症への理解と介護理論に対する知識を職員全体で習得してまいります。

## 8) 食事について

入所者の自然な摂取量・身体機能並びに体力の低下を確認し、必要な栄養量と食事バランスを多職種協働で検討・提供することで無理なく美味しい食事が食べられるよう対応します。

また、入所者・利用者の意見を積極的に取り入れ、ニーズに合った食事を提供してまいります。

## 9) 看護について

入所者・利用者が心身の安定を図り、少しでも長く豊かな生活を送っていただけるよう、情報を共有し、職員間の連携を密にしながら、異常の早期発見及び健康管理を行ってまいります。また、必要に応じて嘱託医との連携及び、協力医療機関などとの連携・治療の調整を行ってまいります。

## 6. 職員配置について

(令和5年3月1日現在)

区 分	特別養護老人ホーム ショートステイ		デイサービス		居宅介護支援センター		計
管 理 者	1	[1]	特養・SS 兼務	[1]	介護支援専門員 兼務	[1]	1
生活相談員	4	[1]	2	[1]	—	[—]	6
介護支援専門員	3	[1]	—	[—]	1	[1]	4
介護職員	29	[30]	5	[4]	—	[—]	34
看護職員	5	[3]	1	[1]	—	[—]	6
管理栄養士	1	[1]	特養・SS 兼務	[—]	—	[—]	1
事務職員	3	[—]	—	[—]	—	[—]	3
小計	46		8		1		55
嘱託医	(1)	[1]	—	—	—	—	(1)
パート・ 契約・ 派遣職員	介護職員	10		3	—		13
	看護職員	1		1	—		2
	事務職員	—		—	—		—
	運転員	—		3	—		3
	業務員	4		—	—		4
小計	(1) 15		7		—		(1) 22
合計	(1) 61		15		1		(1) 77
外部委託職員 (給食・清掃・宿直)	—		—		—		15

注1 ( ) は外書、[ ]内は法定人員基準数

注2 兼務職員は双方の人員として計上

## 7. 職員の処遇について

### 1) 職員の処遇について

令和元年10月から開始された介護職員等特定処遇改善加算を令和5年度も取得し、職員の処遇改善と介護人材確保のための取り組みを一層進める予定です。特定加算収入を一時金として、翌々月の給与支給（支給は毎月）を予定しています。

なお、介護職員処遇改善加算については、令和5年度もこれまでと同様に介護職員へ昇給・賞与増額（昇給に伴う）、一時金として支給する予定です。支給方法については、昨年同様年4回（7月、10月、1月、3月）の支給を予定しています。

また、介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和4年10月から開始しており（令和4年2月から9月までは介護職員処遇改善支援補助金）介護職員の処遇を改善するという趣旨を踏まえ、事業所の判断にて介護職員以外にも処遇改善にも運用できます。

そのため、介護職員とその他の職種の職員を対象とし身分、職種、勤務条件を優先とした配分を予定します。

支給方法は手当とし毎月の支給を予定しています。

### 2) 職員の福利厚生の拡充について

時間単位の有給休暇取得については、取得頻度も高くなっていますが、より取得しやすい体制や環境づくりを検討していきます。

また、慶弔見舞金については、入会しているニピイ（公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター）によるサービスだけでなく、苑として必要と認めたものを、状況に応じて別途支給します。

なお、令和5年度の公休数（令和4年度112日）を2日増加して114日とし、令和8年度までには毎年2日ずつ増加して年間公休数を120日の目標といたします。

### 3) 職場環境の改善について

職場環境の改善のため、ストレスチェック制度を活用して職員のストレス状況について検査を行います。また、その結果を本人へ通知することにより自らのストレスの状態について気づきを促し、医師からの面接指導を行うことによりストレスを低減できるよう努めます。

なお、平成30年1月からハッピーパートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）として新潟県へ登録されました。今後も登録企業として働きやすい職場環境づくりを目指します。

## 8. 施設管理

### 1) 設備の保守・管理について

- ア) 温冷配膳車の入れ替え（リース契約）
- イ) GHP 定期部品の交換

### 2) 災害対策について

防災設計に基づき、消防署の指導を得ながら消火訓練、避難訓練、救護訓練の実施及び教育を推進します。

- ア) 火災及び各災害に関する避難訓練 年3回  
(うち夜間帯想定、地域住民参加を各1回)
- イ) 防災設備の点検委託 年2回
- ウ) 消防署職員による防火講話 年1回
- エ) 電子メールによる情報提供一括送信 随時
- オ) 感染症対策の計画策定及びシミュレーション

## 9. 研修について

福祉サービスは、人を相手として、人の手によって行われる対人サービスです。したがって、その担い手である職員一人ひとりの資質能力の向上は、そのままサービスの向上に結びつきます。「人材育成」の充実が期待される理由はここにあります。

職員研修の成果を利用者サービスに還元していくためには、サービスに直結する実践能力を高めることが重要です。この能力を開発するためには、職務を通じた研修が必要であることから、職員と利用者との日々かかわりをもつサービス実践の場を基礎とした職場研修を推進してまいります。

研修に参加し勉強することで、職員の成長とともに組織全体の力を高め、研修参加職員による積極的な業務提案により組織の発展につながるものと確信しています。

新人研修には、プリセプター制度を導入してきめ細やかに対応します。中堅職員については、研修のあり方について再検討していきます。

これらの取組みに加えて、長期的に介護人材の確保・定着の推進を図ります。

また、介護職員が将来の展望を持って介護の職場で働き続けることができるよう能力・資格・経験等に応じた適切な処遇が重要であり、キャリアパスに関する仕組みを介護現場に導入いたします。

その他に、新型コロナウイルス感染症等の影響により、外部研修など人が集まり行う研修への参加が難しい場合は、オンライン研修など積極的に参加できるよう設備環境を整え研修の機会を確保します。

新任研修	基礎や基本の習得
中堅研修	自立的に問題解決できる能力の習得
指導的職員研修	リーダーとしてチームをまとめ、指導できる能力の習得

※ 施設内研修

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術（基礎、応用）研修</li> <li>・ 接遇、マナー、言葉使いについての研修</li> <li>・ 認知症について理解を深める研修</li> <li>・ 事故・身体拘束廃止対策研修</li> <li>・ 感染症・褥瘡対策研修</li> <li>・ 高齢者虐待防止についての研修</li> <li>・ 災害時の対応についての研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事例研究研修</li> <li>・ 【介護とは】グループディスカッション研修</li> <li>・ 【利用者の生活づくり、個別ケア】グループディスカッション</li> <li>・ 外部講師による研修</li> <li>・ オンラインによる研修</li> </ul>
--	---

※ 下記主催の施設外研修に積極的に参加します。

新潟県	新潟県老人福祉施設協議会
新潟県社会福祉協議会	新潟県看護協会
全国社会福祉協議会	新潟県栄養士協会
オンライン研修	<u>イーケアラボ</u>